

(総則)

第1条 兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）において使用する公印の名称、規格並びに保管、使用方法その他公印について必要な事項は、別に定めあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(公印の種別、名称、規格等)

第2条 公印の種別は、次のとおりとする。

(1) 一般公印

一般的な用途に使用するもの

(2) 専用公印

公安委員会の指定する用途に使用するもの

2 公印の名称、ひな型、書体、寸法及び個数並びに専用公印の用途並びに公印の保管責任者及び取扱者は、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 公印の管理責任者は、兵庫県警察本部総務部長とする。

2 管理責任者は、公安委員会において使用するすべての公印の保管、取扱いその他公印の管理について、その責に任ずるものとする。

(保管責任者)

第4条 保管責任者は、その担当に係る公印の使用及び保管についての責めを負うものとする。

(取扱者)

第5条 取扱者は、保管責任者の命を受け、その担当に係る公印の使用、保管その他の取扱いに当たるものとする。

(公印の新調及び改刻)

第6条 保管責任者は、公印の新調又は改刻の必要を認めたときは、公印新調・改刻申請書（様式第1号）により管理責任者に当該新調又は改刻を申請しなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による申請を受けた場合において、必要があると認めたときは、公印の新調又は改刻を行い、当該申請に係る保管責任者に交付するものとする。

(公印台帳)

第7条 管理責任者は、公安委員会公印台帳（様式第2号）を備え、印影その他必要事項を登録するとともに、登録事項に変更のあったときは、その都度整理しなければならない。

(公印の使用)

第8条 公印を使用するときは、押印を必要とする文書に原議書を添えて、取扱者に提示しなければならない。

2 一般公印を使用するときは、前項のほか、公安委員会公印使用簿（様式第3号）にその都度所要事項を記入しなければならない。

(公印の事前押印)

第9条 交付される者が未確定である文書の作成等特定の事務を行う場合においては、公印を当該文書に事前に押印することができる。

2 警察本部の所属長は、主管する事務について公印を事前に押印する必要があるときは、公印事前押印承認・取消申請書（様式第4号）に当該文書の写しを1部添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 警察本部の所属長は、主管する事務について公印を事前に押印する必要がなくなったときは、公印事前押印承認・取消申請書に当該文書の写しを1部添えて管理責任者に提出し、その承認の取消しを受けなければならない。

4 公印を事前に押印した文書は適正に保管するとともに、当該文書を使用しなくなったとき、誤記、汚損、破損その他の理由（以下「誤記等」という。）により当該文書を使用できなくなったときは、裁断その他不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

(公印の印影印刷)

第10条 同一の字句及び内容の文書を特定期間に多数印刷する場合においては、公印の印影を当該文書に印刷して公印の押印に代えることができる。

2 警察本部の所属長は、前項の規定により、公印の印影を印刷する必要があるときは、公印印影印刷承認申請書（様式第5号）に当該文書の写しを1部添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。

3 公印の印影を印刷した文書は適正に保管するとともに、公安委員会公印印影文書受払簿（様式第6号）により、その使用状況を明らかにしておかななければならない。

4 公印の印影を印刷した文書を使用しなくなったとき、又は誤記等により当該文書を使用できなくなったときは、裁断その他不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

(電子印影の印刷)

第11条 電子計算機を利用した証明書の交付等特定の事務を行う場合においては、電子計算機に記録された公印の印影（以下「電子印影」という。）を印刷して公印の押印に代えることができる。

- 2 警察本部の所属長は、主管する事務について電子印影を使用する必要があるときは、電子印影使用承認・取消申請書（様式第7号）に電子印影の使用を必要とする文書の写しを1部添えて管理責任者に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 電子印影の使用に当たっては、当該電子印影の改ざんその他不正使用を防止するための措置を講じなければならない。
- 4 警察本部の所属長は、主管する事務について電子印影を使用する必要がなくなったときは、電子印影使用承認・取消申請書に電子印影を使用した文書の写しを1部添えて管理責任者に提出し、その承認の取消しを受け、速やかに電子計算機から当該電子印影の記録を消去しなければならない。
- 5 電子印影を印刷した文書が誤記等により使用できなくなったときは、裁断その他不正使用を防止するための措置を講じなければならない。

(公印の保管)

第12条 公印は、常にかぎのある容器に納めて厳重に保管しなければならない。

(公印の事故届)

第13条 保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちに公印事故届（様式第8号）により、管理責任者に報告しなければならない。

(不用公印の取扱い)

第14条 保管責任者は、不用となった公印は、速やかに管理責任者に返納しなければならない。

- 2 管理責任者は、返納された公印を次の期間保存しなければならない。
 - (1) 一般公印については 永年
 - (2) 専用公印については 6年

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、昭和35年8月1日から施行する。

(兵庫県公安委員会公印規程の廃止)
- 2 兵庫県公安委員会公印規程（昭和29年兵庫県公安委員会訓令第9号。以下「旧規程」という。）は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この規程施行の際、旧規程に基づき使用された公印のうち、この規程にいう専用公印に当たるものについては、この規程に基づく専用公印とみなす。
- 4 前項の規定により、この規程に基づき使用された専用公印とみなされるもののうち処理が完了しないものの処理については、なお従前の例による。

附 則（昭和36年9月18日公安委員会訓令第9号）

この訓令は、昭和36年9月18日から施行し、昭和36年7月1日から適用する。

附 則（昭和36年10月13日公安委員会訓令第11号）

この訓令は、昭和36年10月13日から施行し、昭和36年10月1日から適用する。

附 則（昭和39年5月8日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、昭和36年4月1日から適用する。

附 則（昭和41年3月31日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年6月30日公安委員会訓令第5号）

この訓令は、昭和41年7月1日から施行する。ただし、安全運転管理者資格認定書、教習修了証書、研修修了証、安全運転管理者選任確認証及び解任命令書に係る規定については、昭和40年10月1日から適用する。

附 則（昭和41年12月23日公安委員会訓令第10号）

この訓令は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月17日公安委員会訓令第2号）

この訓令は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和42年7月28日公安委員会訓令第6号）

この訓令は、昭和42年8月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月15日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年1月20日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和46年1月20日から施行する。

附 則（昭和47年1月5日公安委員会訓令第1号）

この訓令は、昭和47年1月5日から施行する。

附 則（昭和48年5月11日公安委員会訓令第23号）
この訓令は、昭和48年9月14日から施行する。

附 則（昭和48年12月1日公安委員会訓令第15号）
この訓令は、昭和48年12月11日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年11月28日公安委員会訓令第9号）
この訓令は、昭和53年12月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月31日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月11日公安委員会訓令第10号）
この訓令は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則（昭和58年1月7日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、昭和58年1月15日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和58年8月25日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、昭和58年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年1月27日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則（昭和60年2月8日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、昭和60年2月13日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月20日公安委員会訓令第8号）
この訓令は、昭和61年1月1日から施行する。

附 則（昭和61年1月24日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月28日公安委員会訓令第7号）
この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日公安委員会訓令第11号）
この訓令は、昭和61年12月19日から施行する。

附 則（昭和62年1月23日公安委員会訓令第2号）
この訓令は、昭和62年1月23日から施行する。

附 則（平成元年3月16日公安委員会訓令第3号）
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年8月9日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、平成2年9月1日から施行する。

附 則（平成2年12月13日公安委員会訓令第11号）
この訓令は、平成3年1月1日から施行する。

附 則（平成3年6月27日公安委員会訓令第4号）
この訓令は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年11月21日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、平成3年11月21日から施行する。

附 則（平成4年2月28日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成4年3月1日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号）
この訓令は、平成4年3月11日から施行する。

附 則（平成4年3月11日公安委員会訓令第6号の3）
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月3日公安委員会訓令第12号）
この訓令は、平成4年12月7日から施行する。

附 則（平成6年4月21日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成7年4月27日公安委員会訓令第5号）
この訓令は、平成7年5月1日から施行する。

附 則（平成10年2月19日公安委員会訓令第1号）
この訓令は、平成10年3月2日から施行する。

附 則 (平成10年9月3日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成10年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月29日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月1日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年6月27日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成14年7月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年4月27日公安委員会訓令第10号)

この訓令は、平成18年5月1日から施行する。

附 則 (平成18年5月30日公安委員会訓令第12号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月7日公安委員会訓令第16号)

この訓令は、平成19年1月22日から施行する。

附 則 (平成19年4月26日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月31日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月21日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月13日公安委員会訓令第7号)

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月27日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成22年4月19日から施行する。

附 則 (平成23年3月8日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月9日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成24年3月22日から施行する。

附 則 (平成27年3月16日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成27年3月20日から施行する。

附 則 (平成27年8月24日公安委員会訓令第5号)

この訓令は、平成27年8月24日から施行する。

附 則 (平成27年9月30日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、平成27年11月2日から施行する。

附 則 (平成28年3月18日公安委員会訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年6月21日公安委員会訓令第6号)

この訓令は、平成28年6月23日から施行する。

附 則 (平成29年6月13日公安委員会訓令第3号)

この訓令は、平成29年6月14日から施行する。

附 則 (平成30年3月14日公安委員会訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、改正前の訓令の別表2に規定する公印のひな形に基づき同訓令第9条の規定により現に印刷されている公印の印影は、改正後の訓令の別表2の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。

附 則 (平成30年12月7日公安委員会訓令第9号)

この訓令は、平成30年12月7日から施行する。

附 則 (令和2年3月23日公安委員会訓令第2号)

この訓令は、令和2年3月26日から施行する。

附 則 (令和2年8月26日公安委員会訓令第4号)

この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

附 則 （令和3年3月19日公安委員会訓令第3号）

この訓令は、令和3年3月22日から施行する。